

○富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に
基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月16日

富山県条例第62号

改正 平成28年6月22日条例第42号

平成29年3月27日条例第5号

平成29年6月28日条例第29号

令和2年9月30日条例第48号

〔富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例〕を公布する。

富山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

(平28条例42・改称)

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項及び第19条第10号の規定に基づき、法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の利用及び法第2条第8項に規定する特定個人情報（以下「特定個人情報」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(平28条例42・平29条例5・一部改正)

(個人番号等の利用範囲)

第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、知事又は教育委員会が行う、別表第1に掲げる事務及び法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 知事又は教育委員会は、別表第2の左欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステム（以下「情報提供ネットワークシステム」という。）を使用して他の同条第12項に規定する個人番号利用事務実施者（以下「個人番号利用事務実施者」という。）から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 知事又は教育委員会は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができ

る。ただし、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(平28条例42・一部改正)

(法第9条第3項に定める個人番号関係事務実施者)

第3条 県内に私立の高等学校を設置する学校法人は、別表第1第1項第1号から第3号までに掲げる事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務であって規則で定めるものを行うことができる。

(平28条例42・追加)

(特定個人情報の提供)

第4条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる者が、同表の第3欄に掲げる者に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる者が当該特定個人情報を提供するときとする。ただし、同表の第1欄に掲げる者が、情報提供ネットワークシステムを使用して同表の第3欄に掲げる者以外の個人情報利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

(平28条例42・追加、平29条例5・一部改正)

(書面の提出義務の免除)

第5条 第2条第2項本文の規定による特定個人情報の利用をした場合又は前条本文の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(平28条例42・追加)

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平28条例42・旧第3条繰下)

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年条例第5号)

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

附 則（平成29年条例第29号）

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第1第1項第2号及び第4号、同表第2項第4号並びに別表第2第1項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

（平成30年規則第15号で平成30年4月1日から施行）

附 則（令和2年条例第48号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

（平28条例42・追加、平29条例29・令2条例48・一部改正）

1 知事

- (1) 私立の高等学校の生徒の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する授業料及び入学料の減免に関する事務（以下「私立学校授業料等減免事務」という。）であって規則で定めるもの
- (2) 私立の高等学校の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担軽減に係る給付金の支給に関する事務（以下「私立学校奨学給付金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
- (3) 私立の高等学校に係る就学支援金法第2条に規定する高等学校等を退学し、再び同条に規定する高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金（以下「学び直し支援金」という。）の支給に関する事務（以下「私立学校学び直し支援金支給事務」という。）であって規則で定めるもの
- (4) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務（以下「外国人生活保護事務」という。）であって規則で定めるもの
- (5) 不妊治療を受けた者に対する当該不妊治療に要した費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの
- (6) 肝炎患者等（肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第2条第3号に規定する肝炎患者等をいう。以下同じ。）のうち知事が認めるものに対する肝炎の治療に要する医療費（肝炎患者等が医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律

第80号) 第7条第1項に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。) 又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担する費用をいう。) の助成に関する事務であって規則で定めるもの

- (7) 肝炎患者等のうち知事が認めるものに対する定期検査費用 (肝炎患者等が肝炎に係る検査を受診し、医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合に肝炎患者等が負担した費用をいう。) の助成に関する事務であって規則で定めるもの

2 教育委員会

- (1) 富山県立高等学校の授業料等に関する条例 (昭和22年富山県条例第28号) 第5条の規定による授業料等の減免に関する事務 (以下「県立学校授業料等減免事務」という。) であって規則で定めるもの

- (2) 富山県奨学資金貸与条例 (平成7年富山県条例第3号) による一般奨学資金の貸与に関する事務 (以下「奨学資金貸与事務」という。) であって規則で定めるもの

- (3) 特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務 (特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和29年法律第144号) によるものを除く。以下「特別支援学校就学補助金交付事務」という。) であって規則で定めるもの

- (4) 国公立の高等学校等の生徒の保護者等に対する授業料以外の教育費の負担軽減に係る給付金の支給に関する事務 (以下「国公立学校奨学給付金支給事務」という。) であって規則で定めるもの

- (5) 県立の高等学校に係る学び直し支援金の支給に関する事務 (以下「県立学校学び直し支援金支給事務」という。) であって規則で定めるもの

- (6) 県立の高等学校の専攻科の生徒に対する授業料に係る支援金の支給に関する事務 (以下「県立学校専攻科修学支援金支給事務」という。) であって規則で定めるもの

別表第2 (第2条関係)

(平28条例42・追加、平29条例29・令2条例48・一部改正)

1 知事

事務	特定個人情報
私立学校授業料等減免 事務であって規則で定 めるもの	就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報 (以下「就学支 援金関係情報」という。) であって規則で定めるもの
私立学校奨学給付金支	生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関す

給事務であって規則で定めるもの	る情報（以下「生活保護関係情報」という。） 、就学支援金関係情報又は生活に困窮する外国人に対する同法の規定に準じて行う保護の実施若しくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
私立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、就学支援金関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
外国人生活保護事務であって規則で定めるもの	災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助若しくは扶助金の支給に関する情報、児童福祉法（昭和22年法律第164号）による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付け若しくは給付金に関する情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給に関する情報、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による永住帰国旅費、自立支度金、一時金、一時帰国旅費若しくは中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
法別表第2の第2欄に掲げる事務（法第19条第7号の規定により同表の第4欄に規定する生活保護関係情報の提供を受ける事務に限る。）	外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

であって規則で定めるもの	
--------------	--

2 教育委員会

事務	特定個人情報
県立学校授業料等減免事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
特別支援学校就学補助金交付事務であって規則で定めるもの	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（以下「特別支援学校就学奨励費関係情報」という。）であって規則で定めるもの
国公立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
県立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
県立学校専攻科修学支援金支給事務であって規則で定めるもの	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第4条関係）

（平28条例42・追加、令2条例48・一部改正）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
知事	1 私立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	2 私立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	教育委員会	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	3 外国人生活保護事務	教育委員会	特別支援学校就学奨励費関係情報又は学校保

	であって規則で定めるもの	会	健全安全法（昭和33年法律第56号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
教育委員会	1 県立学校授業料等減免事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報、就学支援金関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	2 奨学資金貸与事務であって規則で定めるもの	知事	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	3 国公立学校奨学給付金支給事務であって規則で定めるもの	知事	生活保護関係情報、就学支援金関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	4 県立学校学び直し支援金支給事務であって規則で定めるもの	知事	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの
	5 県立学校専攻科修学支援金支給事務であって規則で定めるもの	知事	就学支援金関係情報であって規則で定めるもの